

2. 東日本大震災後の対応について

(1) 老健事業を活用した被災地支援の取組みについて

本年度の老健事業において、「被災地の災害公営住宅における福祉・交流拠点の整備を通じた地域包括ケアへの支援に係る事業」を行っているところである。

本事業においては、国土交通省、復興庁とも連携し、市町村へのニーズ調査、個別ヒアリング、被災3県の高齢福祉担当課長及び学識経験者等による意見交換を行う委員会を開催しているところである。

東日本大震災が発生してから間もなく4年が経過するが、岩手県、宮城県及び福島県の被災市町村においては、被災者の仮設住宅から災害公営住宅等への移行が、進捗に差はあるものの順次行われている。

本老健事業においては、このような住まいの移行期において、災害公営住宅を含む地域のコミュニティの再構築を図る必要があるため、3月に被災3県とも連携しながら、市町村支援の説明会を開催するとともに、復興に向けて活用可能な助成・補助事業一覧及び事例集を作成・配布することにより、被災地支援の充実を図ることを予定している。

(2) 介護施設等の災害復旧について

東日本大震災で被災した介護施設等の復旧・復興に向けた支援については、引き続き、平成27年度予算案（東日本大震災復興特別会計）において、災害復旧費補助金として、16.9億円を計上しているため、平成27年度に着工予定の災害復旧事業については本予算を積極的に活用されたい。

(3) 介護職員等の応援事業について

福島県相双地域等^(※)においては、東京電力福島第一原発事故等の影響により、退職した高齢者施設の介護職員等の補充が進まず、人材確保が喫緊の課題となっていることから、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業」を平成24年6月から平成27年3月末までの応急的な対応として実施しているところである。

全国の事業者及び関係団体のご協力により、昨年 12 月末までに、全国から延べ 532 名の応援職員が福島県相双地域等の特別養護老人ホーム等で活躍されたところである。この応援事業に対し、ご協力いただいた法人、施設等の関係者、応援に入った職員の方々に深く謝意を表すものである。

しかしながら、相双地域等では依然として複数の施設において介護職員等が不足している状況にあること等から、平成 26 年度までであった事業実施期間を更に 1 年間延長し、平成 27 年度においても、応援を継続する必要がある施設に対して応援事業を引き続き実施することとしているので、管内市町村、介護保険事業者等への周知など、引き続きご協力をお願いしたい。

※相双地域等 … 相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村、いわき市、田村市の一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）